

# 近世京都における寺院町の運営と捨子

林 宏 俊

## はじめに

近年さかんに行われている近世都市史研究は、都市全体を一元的に把握するのではなく、都市を分節化し、それを具体的かつ詳細に分析する手法が多くみられる。<sup>①</sup>近世都市の大多数は城下町であり、そこは武家地・寺社地・町人地を主要な構成要素とする分節的構造をなすとされているのである。<sup>②</sup>そして、社会構造と空間構造は不可分なものとして分析し、都市社会の一部を「寺院社会」として構造化している。また物質的労働と精神的労働の分業という論点の中で、城下町に凝縮される都市的要素の一つに宗教的要素を挙げ、それは都市の凝縮核の一つであるという。巨大城下町である江戸の浅草寺とその周辺社会において、浅草寺

の寺中子院に「世俗化」と「私欲の論理」が見いだされているのである。<sup>③</sup>

浅草寺のような大規模寺院は「寺院社会」を形成している点で重要であるが、近世城下町に多数存在した中小規模の寺院についても研究が不可欠であるとの視角から、巨大城下町江戸の寺院町の寺院の研究も行われつつある。<sup>④</sup>

翻って、近世京都研究は「町」を基礎とする秋山國三氏の研究が先駆的かつ基礎的な位置を占めている。<sup>⑤</sup>近世社会において、「町」は村と並んで近世社会における最も基本的な社会集団で、近世都市における支配や自治の基礎単位であったという。「町」は道路をはさんだ両側に店を出す町屋の住民によって構成される共同体であり、住民は互いに商売をしていくうえでの資本や信用を保証しあう共同体

であったのである。<sup>6</sup> また、町人身分を決定するのも「町」であった。<sup>7</sup> それゆえ、「町」は「地縁的・職業的身分共同体」であり、近世都市はこの「町」を中核とする共同体であるとされているのである。現在においても近世京都研究の基礎的文獻である『京都の歴史』<sup>8</sup> も町人地や町人文化を中心に執筆されている。このように、近世京都研究において、町人の「町」を基礎とした多くの成果がもたらされているのである。<sup>9</sup>

しかし、近世都市京都は、町人地だけでなく、武家地や寺社地、また他都市にはみられない禁裏・公家地などから構成されていたことはここで改めて指摘するまでもないことである。したがって、町人の「町」を基礎とする従来の近世京都研究に対して、そこから欠落したこれらの諸要素を組み込んだ総合的な都市史研究が必要であろう。<sup>10</sup>

このうち、近世京都における寺院に関する研究は、本山寺院を中心に個別の寺院史<sup>11</sup>や、京都の浄土宗寺院に関して知恩院の末寺編成のあり方が明らかにされている。<sup>12</sup> また、新地開発の一つとして境内地を対象にした研究<sup>13</sup>や火消研究の一つとして寺社火消をとりあげた研究<sup>14</sup>がある。だが、これまでの研究の中心であった「町」と寺院との関係を考

慮するならば、寺院から構成された寺院「町」について言及しなければならぬ。<sup>15</sup> 寺院「町」に注目した研究は、管見の限り天正十九年（一五九三）の京都改造にともなう形成期を除いて、未だ見られないのが現状である。<sup>16</sup> しかし、寺院「町」が形成されて以後、近世を通してどのような展開過程を経ていったか、寺院「町」の実態を具体的に明らかにすることが不可欠である。<sup>17</sup>

小稿では、近世京都における寺院「町」について、次のような点を考察してみたい。寺院「町」の展開過程において、まず構成員や運営方法など「町」としての基礎的構造を検討する。すでに、江戸の寺院「町」において、中小寺院の宗派を越えた地縁的結合の存在が指摘されており、<sup>18</sup> 京都においても宗派を越えた中小寺院の地域的な結合を検討することは、近世京都の都市構造を見ていくうえで欠かすことのできない論点となろう。

そして、つぎに寺院「町」において、町内で「町」として対応しなければならぬ問題が発生したとき、どのような対応を行なったのか、またそのなかで、寺院「町」を構成するそれぞれの寺院は如何なる役割を果たしていたのかを検討する。

そこで小稿では、寺院「町」において発生した捨子一件に着目する。寺院から構成された「町」においても、捨子が行なわれており、その捨て置かれた子どもへの対応や奉行所への届け出、交渉の過程を考察することにより、寺院「町」の実態を明確にする。さらに、捨子への対応の入用の分析することにより、入用負担における寺院「町」の内秩序を明らかにするとともに、町人の「町」における捨子への対応との共通点や相違点を検討して、町共同体としての寺院「町」の特質についても言及してみたい。

## 第一章 下寺町の構造と運営

### 1 下寺町の構造

まず、この「町」の構成について見ていこう。小稿で取り上げる下寺町とは、五条橋通（現五条通）から六条通まで、道幅一間五尺の下寺町通を挟んで、その両側に南北およそ二町にわたって存在した町である。下寺町の概略図は【図】に示したとおりである。

下寺町は、町の南北に木戸門が存在していなかったが、享保十五年（一七三〇）に木戸門がなく、「年来難儀」し

ており、近頃は「取分ケ物騒」であるので、とりあえず町の北側に竹簀戸門を建てて町奉行所へ願ひ出て、許可されている。こうして、下寺町は、入口に門が建てられ、通りを挟んで成立している両側町の様相を呈していたのである。

さて、下寺町の構成員について確認してみよう。以下に引用したのは、元禄三年（一六九〇）十一月二十四日に制定された「下寺町月行事定」である。<sup>20</sup>

#### 定

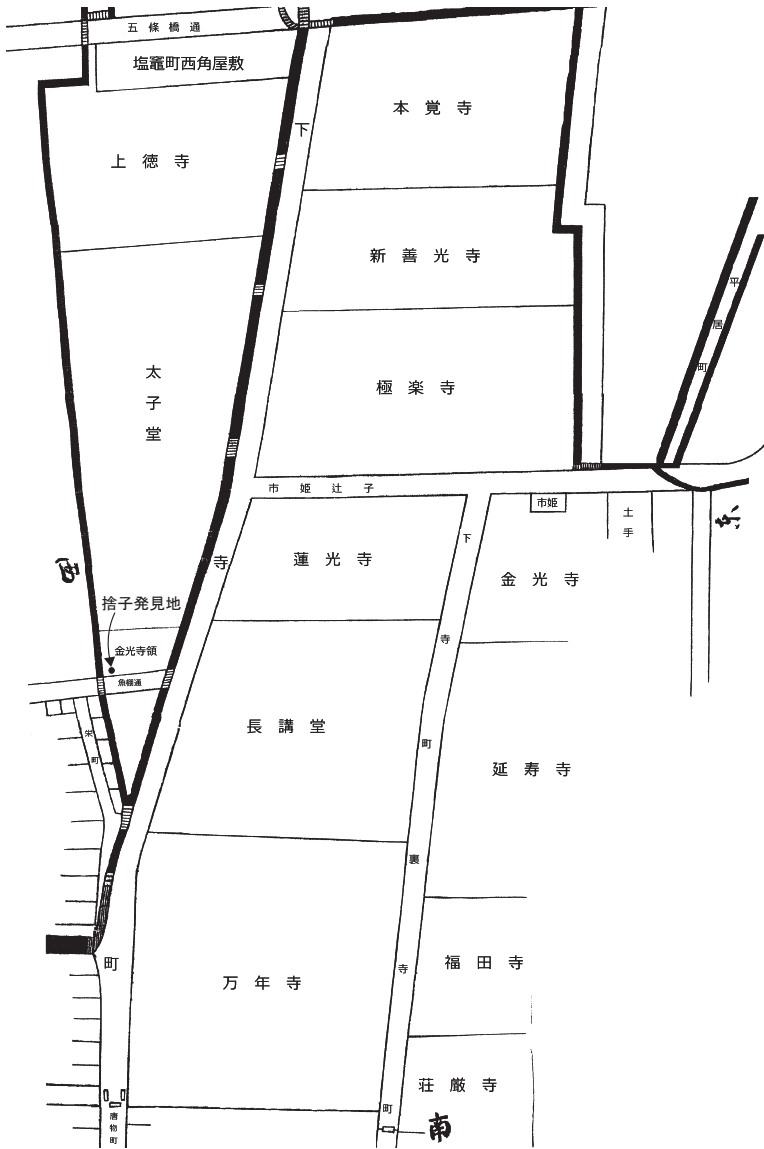
- 一、今度下寺町中悪事出来不仕様夜番番所ニ指置候、自然自今以後寺町中於門前悪事出来仕候ハ、町中寄合相談仕可申候、且又入用共互出銀可仕候事
- 一、夜番給銀壹ケ月ニ壹ケ寺者百匁宛、塔頭者四拾八匁宛可出之事
- 一、自今以後為八ヶ寺順番月行事可相勤之事

本覚寺（印）

塔頭 道知院（印）

同 宗受院（印）

同 信遇庵（印）



【図】 下寺町略図

「下寺町周辺溝筋絵図」（『塩竈町文書』、京都歴史資料館架蔵写真帳）より作成。

	同	栄松庵 (印)
	同	宗信院 (印)
	同	玄昌庵 (印)
	同	隆智庵 (印)
	同	栖柳軒 (印)
	同	覚安院 (印)
	同	光源庵 (印)
	同	宝泉庵 (印)
	同	松林庵 (印)
	同	法輪庵 (印)
	同	三玄庵 (印)
上徳寺 (印)		
塔頭	源光院 (印)	
	徳林庵 (印)	
	泰栄院 (印)	
	教善院 (印)	
新善光寺 (印)		
太子堂 (印)		
極楽寺 (印)		
塔頭	喜連院 (印)	

	同	松林院 (印)
	同	清寿院 (印)
	同	福寿院 (印)
	同	聲明院 (印)
	蓮光寺 (印)	
	長講堂 (印)	
	塔頭	法光庵 (印)
	同	昌林院 (印)
	万年寺 (印)	
	清蓮 (印)	

元禄三庚午年霜月廿四日

ここで「下寺町中」は、夜番番所の設置と給銀の負担、月番行事の勤め方について申し合わせている。ここでは「下寺町月行事定」の調印者に注目したい。ここに調印しているのは、八つの寺院とその塔頭の寺院二十六ヶ寺であり、これらの寺院が下寺町の正式な構成員であると考えられる。

このうち八ヶ寺の概要については【表1】にまとめたとおりである。一見したところ、浄土宗の寺院が八ヶ寺のうち

【表1】下寺町八ヶ寺一覽

寺院名	宗旨	本末	建立	旧地	由来	境内地	檀徒数	寺家	朱印地	備考
本覚寺	浄土宗	知恩院末	貞応元年 (1222)	室町高辻	源美朝室本覚尼が照心院の寺内に真言律宗寺院として創建、文亀3年僧玉翁が細川政元らの寄付により中興、浄土宗の寺院となる。	1817.96坪	230戸	14軒	31石	ほか小に墓地856.49坪を有した
上徳寺	浄土宗	知恩院末	不詳	不詳	徳川家康の帰依により僧伝譽一阿が開山、家康の娘泰嘗院が生母上徳院の菩提を弔うために堂宇を整備し、上徳寺となる。	614.47坪	265人	3軒	なし	
新善光寺	浄土宗	知恩院末	不詳	五条堀川	奈良に法相宗寺院として建立、数度の再建を経、永禄12年足利義昭より寺地と寺領を下付されて浄土宗の寺院となる。	994.87坪	93人	なし	45.94石	
太子堂 (白毫寺)	真言律宗	西大寺末	不詳	東山大谷	知恩院総門北側の東にあり、足利尊氏はじめ歴代將軍の帰依を受けた。	524.13坪	125人	なし	なし	
極楽寺	浄土宗	知恩寺末	天文12年 (1543)	四条坊門 東洞院	天文12年に僧一蓮社發誓が旧地において創建。	481.31坪	1250人	5軒	なし	
蓮光寺	浄土宗	知恩寺末	明応元年 (1500)	町尻高辻	僧光順が天台宗寺院として旧地に創建、のちに浄土宗の寺院となる。	393.35坪	304人	なし	なし	
長講堂	浄土宗	無本寺	文治4年 (1188)	六条 内裏中	後白河法皇の勅願により六条殿内に創建され、88カ所に及ぶ荘園を持つとともに、再三の火災により堂舎は移転を繰り返した。	626.63坪	711人	1軒	27石	明治以後は 岡山末寺院 となる
万年寺	浄土宗	岡山末	弘治元年 (1555)	万年寺 烏丸	弘治元年に僧頂空が旧地において創建。	287.24坪	366人	2軒	なし	

【京都御役所向大概覚書】・【京都坊目誌】・【寺院明細帳】・【京都市の地名】より作成。

ち七ヶ寺を占めているが、知恩院末や知恩寺末、両山末、無本寺といった具合に本末関係を異にしている。この時期の寺院は、本末関係によって共同体を構成することを基本としていた。下寺町では、本覚寺と上徳寺、新善光寺と同じ浄土宗知恩院末の寺院であり、なかでも本覚寺と上徳寺は、近隣の浄運寺・浄雲寺・青龍寺とともに知恩院末の寺院で構成する「組」を形成していた。新善光寺がここに含まれないのは、勅願寺であり、本山に次ぐ別格として扱われていたからであるとされている<sup>21</sup>。さらに同寺は、正徳五年（一七一五）以降には知恩院住持の隠居所となっていた。また、長講堂も勅願寺として建立され、別格として扱われていたという<sup>22</sup>。

このように、八ヶ寺の宗旨や本末関係、寺格だけを見てもさまざまな寺院が存在していた。しかし、八ヶ寺は同じ歴史を共有していた。それは、天正十九年の豊臣秀吉による京都改造である。豊臣政権による京都改造は、小野晃嗣氏以来、「京都の近世都市化」<sup>23</sup> 城下町化と位置づけられ、その一つとして、寺院を一定の地域に集中させて寺院街を創出した<sup>23</sup>。つまり、この下寺町は豊臣政権によって創出された「町」の一つなのである。

さらに、八ヶ寺と塔頭寺院では、「町」の構成員として格差があったと考えられる。それが明確であるのが、入用負担である。前述した元禄三年の「下寺町月行事定」においては、夜番の給銀は八ヶ寺がそれぞれ百匁を出銀したのに対して、塔頭寺院は半額の四十八匁を出銀していた。また元禄十三年（一七〇〇）の町式目においても<sup>24</sup>、「塔頭中以書付捨子倒者等之不時之出銭免許候様願二付、八箇寺寄合遂相談、不時之出銭任願致容免」とあるように、不時の出銭が塔頭寺院には免除されて、八ヶ寺のみが入用を負担したのであった。

一方この下寺町には、寺院の職務を務めない一般の「民衆」がまったく居住していなかったわけではない<sup>25</sup>。八ヶ寺のなかに寺院境内や寺領地で借屋を経営している寺院があり、「民衆」はそこに居住していたのである。太子堂は明和五年（一七六八）に「境内建家」する旨を下寺町に届け出ている<sup>26</sup>。そして、その「境内建家」は、そこに住む居住者の中から支配人や惣代を選出して管理させていた。同年に下寺町に提出した「一札」<sup>27</sup>には、「建家住居仕候者共番銭々毎月八百文宛御月番へ差出シ可申候」とあり、一定の町入用を負担していたのである。

また、寛政二年（一七九〇）に極楽寺が境内に建家をした際に下寺町に対して提出した「一札」<sup>(28)</sup>にも「御町内軒役之儀者万事金光寺領之割合を以相勤可申候、毎月集銭之義も是又借屋之者より急度為差出可申候」とある。同年には万年寺も境内地で建家を行なっており、下寺町には寺院の職務を務めない「民衆」が居住し、一定額の諸入用も負担していた。だが、寛政六年（一七九四）の「改定書」<sup>(30)</sup>には「民衆」の調印が全く見られず、下寺町の正式な構成員ではなかったと考えられるのである。

## 2 下寺町の運営

つぎに、下寺町の運営について検討してみたい。下寺町の運営は、前述した「下寺町月行事定」にあるように、八ヶ寺が交替で務めた月行事が大きな役割を果たしていた。宝永四年（一七〇七）の「五條下寺町中式目」<sup>(31)</sup>には、月行事の職務内容について以下のようにある。

一、為八ヶ寺順番二月行事可相勤候、毎月之掛銭者従  
当月行事無失念急度取集、後番江帳面二記可被相  
渡候、但シ相談之儀於有之者、月番分相触之順番

### 二 会席相勤可申事

月行事は本覚寺・上徳寺・新善光寺・極楽寺・太子堂・蓮光寺・長講堂・万年寺が順に勤めていた。毎月の掛銭徴収を行ない、月末になると帳面が納められた「文庫箱」を渡し、職務を引き継いでいった。そして、町内で対応しなければならぬ問題が発生すると、会席を開催して、対応を協議したのである。もともと会席は不定期の開催であったが、享保三年（一七一八）の「下寺町中式目」<sup>(32)</sup>には、「毎年溝さらひ之節者順番二而会席相勤可被成候」とあり、定期的に開催されることとなった。

また、同式目には、「八箇寺之内住持替之節者、入院以後七箇寺同道二而為祝義可参事、尤月番分先様江被遂案内、其後町内江御触可被成候」とあり、八ヶ寺の新住持披露の際にも月行事が中心的役割を果たしていた。下寺町の町運営において月行事が中心であり、月行事を勤めた八ヶ寺が「町」の中心的存在であった。

さいごに、下寺町の番人について見ておこう。下寺町が町式目を制定する契機となった一つは、前述した「下寺町月行事定」にあるように夜番番人の設置であった。番人の



出自など人物の詳細については不明であるが、元禄九年（一六九六）に出された請状は次のようなものである。<sup>33)</sup>

一札之事

一、五条下寺町本覚寺前々万年寺前迄之番所六兵衛と申者被召置候、暮六つ々明六つ迄夜番急度相勤、万事あや敷者改、悪事出来不仕候様二可相勤候、則為給銀壹ヶ月二老貫文宛被遣候、就其御公儀様御法度之趣相守可申候、若番人六兵衛如何様之悪事出来仕候共、御寺様方へ少も御難掛不申、請人罷出埒明相済可申候、或諸事番等不埒二仕候ハ、請人急度申付無懈怠相勤させ可申候、其上御寺様方々如何様之儀被仰付候共、一言申間敷候、仍而為後日如件

元禄九子年極月二日

請人 仁兵衛(印)

番人 六兵衛(印)

五条下寺町 御寺様方 御納所中

これによれば、下寺町の番所に六兵衛が暮六つ時から明六つ時まで夜番として勤め、不審者の取り締まりと事件の

防止を職務として担っていたのである。さらに、元禄十六年（一七〇三）の請状には、「五条下寺町本覚寺前々万年寺前迄之両番所六兵衛・市兵衛と申者兩人被召置候」とあることから、町に二カ所の番所が設置され、二人の番人が雇用される体制へと変化していた。

安永七年（一七七〇）二月から現存している『五條下寺町月番雜記<sup>34)</sup>』には、文庫箱の出納が記録されている。そこには、毎月「夜番へ七百文、昼番へ五百文」という額の支出の記載があり、昼夜ともに番人がいる体制へ変更されていた。しかし、天明五年（一七八五）九月に「昼番人一向相不動用事之節役二立不申候故、八ヶ寺会席有之上相止め」て、夜番のみの体制へ戻されたのである。<sup>35)</sup>

下寺町は、豊臣秀吉による京都改造によって創出された町である。宗旨や本末関係、塔頭の数や建立年代、移転前の所在地、朱印地の有無などに相違のある寺院が当時の権力によって移転させられ、一つの「町」を構成したのである。しかし、「町」が創出されてから約百年が経過した下寺町は、本末関係の異なる八ヶ寺が順番に勤める月行事を中心に運営されていた。またこの町には「民衆」も居住していたが、町中式目には調印しておらず、正式な構成員は月番を勤め

た八ヶ寺とその塔頭寺院であったといえよう。

## 第二章 京都における捨子の対応と

### 『下寺町月行事定』

つぎに、京都の「町」における捨子への対応方法について言及しておきたい。京都における捨子対応については、すでに秋山國三氏や菅原憲二氏、藤井讓治氏によって明らかにされている。<sup>36</sup>以下では、これらの成果に多くをよって、寺院「町」における捨子対応を検討する前提として確認してみよう。

結論から述べると、近世京都における捨子は、養子として他町へ遣わされる捨子養子制度が存在していた。京都において「町」が捨子を保護するという行為は、將軍徳川綱吉のいわゆる生類憐れみ政策の一環として、貞享四年（一六八七）に幕府権力による政策としてはじまったのである。同年四月の町触で、町奉行所は次のように二つの方法を提示した。<sup>37</sup>

一 捨子有之候ハ、早速不及届、其所之ものいたわり置

直に養ひ候敷、又ハ望之者有之候ハ、可遣候、急度不及付届事

この町触は京都町奉行が独自に布達したのではなく、江戸の幕府より触れ出されたものをそのまま京都の町に布達した江戸触であるが、京都町奉行所は、捨子のあった「町」が養育する、または「望之者」に養子として遣わす、という二つの方法による対応を指示しているのである。

そして、京都の町々が選択したのが第二の方法、つまり捨子を養子として遣わす方法であった。この方法が選択されたのは、京都における町自治の特質と大いに関係していたのである。

近世京都において、「町」の構成員になるためには、家持・借屋人ともに、「町」による事前の審査・承認と確かな保証が必要であった。<sup>38</sup>「町」は捨子を放置することが許されないからといって、捨子はこれらの要件を充たしていないので、町内に取り込んで養育することはできなかった。そこで、すでに一般的に存在していた養子制度を利用して、捨子を「町」から合法的に排除する方法として養子に遣わしたのである。こうして成立した捨子養子制度は、幕府権

力からの捨子保護への対応方法として「町」が主体的に実現したものと評価されているのである。<sup>39)</sup>

だが、この捨子養子制度に問題がなかったわけではない。天明八年（一七八八）正月の町触<sup>40)</sup>では、同制度における町側とつての問題点を指摘している。それは、「町」が捨子に対して「近比者取扱甚手重二相成、貴人有之差遣候節も金銀差添遣」すので、「捨子有之候得者片付二物入多、町内及難儀」んでいた。これは、「町」による捨子の取扱いが手厚く、捨子の養子先にも金銀を添えて遣わしていたためである。だが、「町」はこの「難儀」を自らの努力によって解決していた。捨子養子制度の成立に伴う町レベルにおける捨子の対応体制の整備によって、つまり極めて短期間で養子として他所へ遣わすという、実務的手続きの迅速化・形式化によって克服していったのである。

このように、捨子養子制度は、町々にとつて捨子「片付」<sup>41)</sup>入用額の増加に苦しめられていた。しかし、こうした矛盾を孕みながらも、この体制は少なくとも幕末まで維持されたのである。

『下寺町月行事定』における捨子は、前述した元禄十三年十一月の町式目に初めて見える。ここでは、「今度塔頭

中以書付捨子倒者等之不時之出銭免許候様願二付、八箇寺寄合逐相談、不時之出銭任願致容免」と、捨子に対する具体的な対応については言及していないが、捨子対応のための諸入用について定めている。塔頭は「塔頭中」を形成して、八ヶ寺に対して臨時の出銭免除を申し入れ、認められているのである。町中としての捨子対応においては、その入用負担がまずは重要だったといえよう。

これにつづく宝永四年八月の「五條下寺町中式目」<sup>42)</sup>は、これ以降「古帳式目」とされた町中式目である。捨子が発生した際の入用に関しては、「番銭之外不時之入用ハ塔頭除之」とあり、元禄十三年の規定が踏襲されたのである。

町中として捨子対応についても明確に言及してないが、第二条の「自今以後寺町中於門外如何様之儀出来仕候共、町中寄合相談仕可申候、且又入用共互二出銀可仕候」という内容に捨子も含まれると考えられる。それは、享保三年十月の「下寺町中式目」<sup>43)</sup>において次のように規定していることから確認できる。

一、自今已後町内捨子・倒者有之候節者、当月行事可為支配事、其外門外如何様之儀出来仕候共、宝永

#### 四年古帳式目之通町内立合相談可仕事

ここでは、町内の捨子・倒者への対応について、当月の行事の支配と規定している。下寺町において捨子への対応を迫られた際には、町中の寄合で相談したうえで、その月の行事の支配で対応したのである。

また、この式目では、「本覚寺北五条橋通」や「万年寺前」における捨子・倒者などの町中の対応を規定している。これらの場所はいずれも下寺町と他町との境界で他町との関係を明確にしたものである。享保三年の町中式目にある「覚」においても、下寺町と他町との境界上の捨子や倒者の対応について、四箇条にわたって規定しており、捨子の対応が下寺町にとって重要な問題であったことを窺い知ることができる。

しかし、前述した入用負担のあり方は寛政六年五月の「改定書」<sup>(4)</sup>において、大きく変化している。この町中式目は以下のようなものであった。

一、町内上之門并番所普請・道作・溝さらひ・石垣普請  
其外捨子・行倒者等有之節、其物入割合八箇寺

者各寺壹貫文宛出之候ハ、塔頭者各院式百四拾八文宛可差出事

但、此外不時之入用者塔頭除之

ここで、捨子・倒者は道普請や溝浚いなどと同様の扱いとされ、八ヶ寺は一貫文、塔頭は二四八文の負担とされている。寛政期にいたって、捨子や倒者への対応が八ヶ寺だけでは負担できないほど増加したのである。つまり、捨子は「不時之入用」の対象ではなくなり、塔頭に対しても八ヶ寺の約四分の一の入用負担が求められたのである。

下寺町にとって捨子は、「町」として対応する問題であった。町式目で規定しておかねばならないほど多額の入用が必要であり、町内における対応の支配者を決め、他町との対応区分も明確にしておかなければならない問題であった。また元禄期には免除されていた塔頭に対して、寛政期には入用負担を求めなければならぬほど「町」にとって大きな問題だったのである。

### 第三章 文政七年捨子一件

#### 1 一件への対応

『古来目録扣帳』によると、下寺町では享保十八年（一七三三）三月を初めての事例とし、それ以降寛保元年（一七四一）、延享二年（一七四五）、寛延二年（一七四九）と、下寺町でたびたび捨子への対応を迫られていたことが記録されている。<sup>15</sup> なかでも文政七年（一八二四）七月二十四日に発生した捨子一件の記録は、『五条下寺町諸記録』と『捨子一件諸入用出銭割合覚帳』<sup>17</sup>の二種類が現存しており、下寺町における捨子への具体的対応と入用負担を窺い知ることがができる。そこで、本節では対応の実態について、次節では捨子対応の諸入用について、それぞれ検討してみたい。捨子一件の発生について、発見の翌々日の二十六日に町奉行所へ提出した「御断書」には次のようである。<sup>18</sup>

一、当寺領魚棚下寺町西へ入北側軒下ニ、出生三十日計之男子木綿単物を着せ捨置候を一昨夜四ツ時分往來人見付呼出候ニ付、早速罷越立合見届ケ、近辺乳持之方へ取入、養育いたし置候ニ付、此段御

断奉申上候、尤此度御触も御座候所、不念之致方奉恐入候、尚又昨廿五日御訴可申上筈之所、心得違仕候段奉恐入候、以上

申七月廿六日

五条下寺町 金光寺役者 秀道

付添 月番 長講堂役者 法光庵

御奉行所

これによると、捨子一件が発生したのは、七月二十四日夜四ツ時で、往來人の通報により生後三十日ほどの男子が魚棚通下寺町西入北側の軒下に捨てられているのを発見したことはじまっている。

下寺町では、翌二十五日早朝、八ヶ寺とその塔頭、下寺町の金光寺領に住む近江屋次兵衛がこの捨子一件について、この月の月番であった長講堂において会合を行った。近江屋次兵衛が会合に参加したのは、【図】に示したように捨子が発見された場所に居住し、初期対応を行ったためであると考えられる。<sup>19</sup>

そして会合では、今回捨子が発見された場所について、一向に先例がなく古記録などを吟味したところ、下寺町は

「此所ハ市姫金光寺領分にて当町ハ構無之段相見ヘ候」との結論を出したのである。<sup>50)</sup> この旨を隣町である下寺町裏寺町にある金光寺へ連絡したが、金光寺は立ち合わず、近江屋次兵衛が引き続き対応した。金光寺ではなく近江屋次兵衛が対応したのは、近江屋が下寺町金光寺領の惣代を務めていたからである。安永三年（一七七四）三月に魚棚入口石橋が破損した際に、下寺町にたいして入用の請取状を発給したのは、「下寺町金光寺領惣代近江屋次兵衛」と「金光寺役者」であった。このことから、下寺町金光寺領惣代の具体的な職務については不明であるが、近江屋次兵衛が「下寺町金光寺領惣代」を務めていたことは確認できるのである。<sup>51)</sup>

しかし、その対応では不十分であるとして、下寺町は再び会合を催し、金光寺に再度手紙を差し出した結果、金光寺が立ち合い、次のように決まったのである。<sup>52)</sup>

先規石橋懸替候節、記録之義申合聞せ、又当町内領分ニて無之趣申<sup>(ママ)</sup>聞せ候得共、何分往還之義なれハ此方不存様と申被張候得共、当町領分ニてハ無之段不及応対、又物入等被相猷候事と存候故、当町ハ常々往来

もいたし候事なれハ少々之助力ハ致し可申旨、猶又当町内捨子等有之砌者其堂舎ハ御訴申上、勿論月番ハ附添申候段申聞せ候故、漸納得被致、則市姫<sup>(金光寺)</sup>ハ御訴申上、月番役者法光庵附添罷出候ニ相極り候

金光寺は当初、捨子への対応をしない方針を示したが、すでに物入などを負担しており、下寺町からの助力も約束されたため、下寺町における捨子の対応方法を受け入れた。こうして、捨子が発見された場所の領主である金光寺が、月番の長講堂役者法光庵を付添にして翌二十六日に町奉行所へ届け出たのが、前述した「御断書」である。

そして、町奉行所からは「随分大切ニ養育可致、尤養子口有之候ハ、早速其趣可申出旨<sup>53)</sup>」を仰せ渡されたのである。このうち、下寺町では八月朔日と三日に長講堂で会合を開催している。この捨子一件に関しては三日で会合が終了しており、この時点で養子先が決定し、諸入用の割合などが確定したと考えられる。

だが、養子先への対応などを担ったのは、「町」の構成員の寺院ではなかった。養子先への対応については、「養子先添応対取メ金光寺領住近江屋次兵衛」と、近江屋次兵

衛が差配したのである。近江屋次兵衛が交渉した今回の捨子の養子先について、以下のようにある。<sup>55)</sup>

其レ（町奉行所への届け出、括弧内筆者補足）ヨリ養子口之儀近江屋次兵衛方事計ひにて、方々相尋候得共、当時御触間も無キ事故、京都山城国内ニ貫人無之所、大津四之宮ニ養子口有之候故、及相談候、乍併大津ハ御支配違、甚六ツ敷故、御役所表ハ三之宮町綿屋利助と申仁取就にて相済候

これによると、町奉行所の「御定」によって捨子の養子口は山城国内とされていたが、今回は山城国内では見つからず、内分に大津四之宮町の伊勢屋はなの元へ遣わされることとなった。<sup>56)</sup>しかしそれは、「御定」に抵触するため、町奉行所へは七条新地下三之宮町綿屋利介へ遣わしたと届け出たのである。捨子の貰い主の居所については縁次第で遠近を問わないとされており、捨子を他国へ遣わすことは一般的に見られたことだったのであろう。

こうして、八月八日に町奉行所へ「奉願口上書」<sup>58)</sup>を提出して、一件の対応を終えたのである。金光寺と下寺町は捨

子を大津へ遣わすことが「御定」に抵触することを認識し、町奉行所に対して山城国中へ遣わしたと虚偽の報告してまでも、他国の養子先を選択し「片付」を優先したのであった。

寺院「町」における捨子への対応は、町奉行所への届け出と他町へ養子として遣わすという町人の「町」のそれと類似した方法を探っていた。町人の「町」では町運営の中心である年寄・五人組が「町」として町奉行所へ届け出ていたが、<sup>59)</sup>下寺町では町運営の中心であった月番を勤める寺院が届け出たのではない。町奉行所への届け出は、捨子があつた場所の領主である金光寺が行ない、月番の寺院は付添にすぎなかつたのである。つまり、捨子を町奉行所へ届け出ながらも、町を代表する月番の寺院が届け出るのはなく、捨子がなされた寺領を有する寺院が主体となる届出の方法は、各寺院領から構成された寺院「町」の町共同体としての地縁的結合を看取することができるのである。

一方で養子先との対応に当たったのは、下寺町を構成する寺院ではなく、町に居住する「民衆」であつた。寺院には都市社会のなかで捨子の養子先を探し出し、交渉して実際に養子に遣わすということは不可能であり、捨子の養子先については「民衆」に頼らざるを得なかつたではなから



うか。

## 2 捨子一件の諸入用

文政七年捨子一件の対応において、下寺町ではどのような諸入用の負担を負ったのであろうか。まず捨子対応に必要なとした諸入用の内訳から検討してみたい。『捨子一件諸入出銭割合覚帳』において、「諸入用覚」として挙げているのは、十五項目に及んでおり、詳しくは【表2】にまとめたとおりである。<sup>6)</sup>

今回の捨子「片付」に必要なとした諸入用は総額で二六貫八二六文で、このうち半額以上は「養子土産銭」であった。そのうえ、「養子樽肴料」や「養子古手帷子しめし切諸入用」を含めると十八貫文になり、総額の約三分の二を占めていたのである。

さらに、今回の捨子一件の養子先が遠方の大津であるために必要な「大津へ三人行小遣諸入用」などの入用（【表2】⑤・⑥・⑦・⑮）が見られる。これらを合計すると、二貫六五〇文に及んでいるのである。下寺町は「内分二而大津へ遣し遠方故入用等多分相掛申候」と認識しながらもなお、遠方である大津を養子先として選択したことが入用

【表2】「諸入用覚」

	金額	項目	備考
①	15貫文	養子土産銭	
②	2貫文	養子樽肴料	
③	1貫文	養子古手帷子しめし切諸入用	
④	1貫800文	七月下旬より十二日之間預ケ置候入用	一日百五十文ツ、
⑤	550文	大津へ三人行小遣諸入用	
⑥	400文	大津まで姥壺人やとい賃銭	
⑦	1貫200文	大津迄口入之人四度遣し候入用	
⑧	700文	大津迄口入之人祝銭遣し	
⑨	1貫文	親分之人へ遣し	
⑩	100文	証文筆紙料	
⑪	1貫900文	市姫・法光庵、御役所へ両度参り候入用	
⑫	224文	上町代 石垣氏へ	銀貳匁分の銀代銭
⑬	224文	下町代 西村氏へ	銀貳匁分の銀代銭
⑭	224文	筆子へ	銀貳匁分の銀代銭
⑮	500文	大津行諸入用	
十五口 26貫826文			

『捨子一件諸入出銭割合覚帳』より作成。



の面からも窺うことができる。

それでは、今回の捨子一件は他の捨子「片付」入用よりどれほど多くの入用を必要としたのであろうか。まず、下寺町における他の捨子一件として文政九年（一八二六）五月の事例と比較してみたい。<sup>61</sup> 文政九年の捨子一件では、捨子養子の諸入用として二四貫四〇〇文を計上している。文政七年捨子一件と比較すると、前述した養子先が天津であるために計上した入用分と捨子の一時預け賃の日数差額分を差し引くと、ほぼ同額の入用になるのである。<sup>62</sup>

また、文政六年（一八二三）正月の衣棚町における捨子「片付」の入用と比較してみよう。<sup>63</sup> 衣棚町は下京のほぼ中心に所在し、下古京上良組に属する町人の「町」である。文政六年正月の捨子「片付」は、この時期の京都におけるの町人の「町」の典型的な事例であると考えられる。衣棚町における捨子「片付」の養子持参銀など捨子養子にかかる諸入用の合計は一八一匁六分七厘、捨子預け賃と上下町代・筆料へは一六匁五分で、入用の合計は一九八匁一分七厘であった。ここでも、養子先が天津であるがゆえに必要な諸入用と一時預け賃の日数の差額を差し引くと、文政七年の下寺町における捨子一件は、七八〇文ほど多く必要として

いたのである。<sup>64</sup>

つぎに、下寺町がこれらの諸入用をどのように負担したのかを検討していきたい。前節で言及したように、下寺町は金光寺との交渉で「少々之助力ハ致し可申」としており、諸入用の負担では次のようになったのである。<sup>65</sup>

#### 口演

七月下旬下寺町於金光寺領捨子有之、右二付諸入用メ  
高御談シ申置候通、二ツ割、一ツ分町内々出銭割合左  
之通御出銭被下候、以上

申八月

月番 万年寺（印）

今回の諸入用は捨子があった場所の領主である金光寺と下寺町が相談のうえ、両者が折半で負担した。つまり、総額二六貫八二六文のうち、一三貫四一三文が下寺町の負担となったのである。なお月番が万年寺となっているのは、「捨子一件長講堂月番二候得共、月越二相成り候故、銭取集等者八月番於万年寺扱之」<sup>66</sup> ったためである。

そして、下寺町の負担となった一三貫四一三文は、「当町内物成」として軒割で出銭し、一軒役につき二七八文を

【表3】「順路次第出銭割」

	金額	出銭者	割合
①	842文	本覚寺	三軒役
②	2貫244文	本覚寺 寺中八ヶ寺	(八軒役)
③	842文	浄徳寺	三軒役
④	560文	浄徳寺 寺中二ヶ寺	(二軒役)
⑤	421文	塩竈町	一軒半役
⑥	842文	新善光寺	三軒役
⑦	842文	極楽寺	三軒役
⑧	842文	極楽寺 寺中三ヶ寺	(三軒役)
⑨	278文	極楽寺 境内	一軒役
⑩	842文	太子堂	三軒役
⑪	1貫827文	太子堂 境内中	六軒半役
⑫	842文	蓮光寺	三軒役
⑬	842文	長講堂	三軒役
⑭	278文	長講堂 寺中一ヶ寺	(一軒役)
⑮	139文	釜屋長右衛門	半軒役
⑯	842文	万年寺	三軒役
⑰	421文	万年寺 境内中	一軒半役
		集メ銭高 13貫770文	

『捨子一件諸入用出銭割合覚帳』より作成。

取り集めることとなった。下寺町では、「町」として入用が必要となった場合は、八ヶ寺や塔頭などがあらかじめ設定された「軒役」に従って、それぞれ出銭していた。『捨子一件諸入用出銭割合覚帳』の「順路次第出銭割」によると、【表3】のように町内外から徴収したのである。

これを見ると、捨子「片付」の諸入用は、八ヶ寺とその塔頭である寺中が、八ヶ寺はそれぞれ三軒役、寺中は一ヶ

寺につき一軒役の割合で出銭し、前述した寛政六年の規定は適応されなかったようである。また諸入用は、寺院だけでなく、町に居住する「民衆」や下寺町に隣接する町々からも徴収していたのである。【図】に示したように、塩竈町は町の一部が下寺町に面していたため、享保三年「下寺町町中式目」<sup>67)</sup>において「塩釜町西角屋敷之義者、正徳二年辰三月より以来当町之儀二付、入用共有之節者半役可被出之定也」と規定し、八ヶ寺の半役にあたる一軒半役を負担した。また、隣接する柴町に住む釜屋長右衛門も半軒役を負担したのである。<sup>68)</sup>

こうして町中や隣接する町々から集められた出銭は一三貫七七〇文にのぼった。ここから、下寺町の「当町内物成」である一三貫四一三文を今回の捨子一件を差配した近江屋次兵衛（酒俣）へ、また二〇〇文を「捨子夜ろうそく并四度会合入用」として月番の長講堂へ、それぞれ渡されたのである。

残った一五七文のうち、二〇文を「紙代」として計上し、残り一三七文は町内の文庫箱へ納められた。だが、近江屋次兵衛より「酒俣渡候内、九十文欠御座候」という申し出があったため、さらに九〇文を支出した。最終的には残り

四三文が文庫箱に納められ、諸入用の支出を終えたのである。<sup>(69)</sup>

文政七年捨子一件は、養子先が天津であるがゆえにやや多額の入用を必要としたが、それを差し引くと当該時期の捨子「片付」の費用としては標準的なものであった。寺院から構成された「町」であるからといって、捨子「片付」に多額の諸入用が必要だった訳ではないのである。また、今回の捨子一件において下寺町が負担した一三貫四一三文は、同町の毎月集銭額である一貫五三〇文の九カ月分弱にあたる<sup>(70)</sup>。しかし、今回の入用額も半分は金光寺が負担しており、他の捨子「片付」の入用に比して下寺町の負担は軽いものであったと考えられる。<sup>(71)</sup>このように捨子「片付」に必要な入用は、寺院「町」においては大きな負担だったのである。

## おわりに

小稿で考察した下寺町は、政治権力により形成された「町」であるが、元禄期には寺院が宗旨や本末関係などの差異を乗り越えた地縁的結合により町運営を行っていた。

なかでも八ヶ寺が月ごとに勤める月行事は、町運営の中心的存在であった。下寺町には「民衆」も居住しており、町入用を負担するなどしていたが、町中式目には調印せず、寺院のみが正式な構成員だったようである。

近世京都において、捨子が「町」で発見された際に、そのまま放置することは許されず、また町において養育することもせずに、他所へ養子として遣わす方法で対応していた。下寺町においても、しばしば捨子が発見されて対応を迫られたが、月番が中心となり対応する体制や「片付」の入用負担が町中式目にみられるなど、捨子への対応方法が整備されていたのである。

捨子の町奉行所への届け出や養子として他所に遣わすという対応方法は、町人の「町」と同一のものであった。しかし、下寺町における捨子対応は、町運営の中心である月番寺院が付添にとどまり、町奉行所への届け出は捨子が捨て置かれた場所の寺院である点に注目しなければならない。捨子という「町」として対応しなければならぬ問題であるにもかかわらず、当該の寺院が主体となって届け出を行っていたのである。また、町の正式な構成員である寺院ではなく、寺院の境内や寺領にある建家に居住してい

た「民衆」が養子先との交渉を行なう点に寺院「町」の特徴を看取することができるのである。

捨子の「片付」には多額の入用を必要とし、それを町内の秩序にしたがって寺院や「民衆」などが負担した。寺院「町」であるからといって多額な入用を必要とした訳ではないが、今回検討した捨子一件では「片付」入用の半分しか出銭していないにも関わらず、毎月集銭額の九ヶ月分弱の負担だったのである。

しかし小稿では、捨子対応や他の入用負担の過程において、隣接する町々などとの交渉についてはまったく触れることができなかった。小稿で取り上げた文政七年捨子一件で入用を負担していた塩竈町には、下寺町との間に「諸入用書留」や「銀子受取証文」などを確認することができ、塩竈町が下寺町のさまざまな入用を負担していたことを窺い知ることができる。こうした寺院「町」と町人の「町」の関係について考察する必要がある。

また、近世京都研究に寺院「町」という要素を有機的に組み込むためには、小稿で明らかにした下寺町の構造や捨子への対応を、近世京都における他の寺院「町」においても検討しなければならぬ。これらについては今後の課題

としたい。

#### 註

- (1) 吉田伸之『巨大城下町江戸の分節構造』(山川出版社、二〇〇〇年)、同「城下町の構造と展開」(佐藤信・吉田伸之編『都市社会史』山川出版社、二〇〇一年)など。
- (2) 吉田伸之『近世都市社会の身分構造』(東京大学出版会、一九九八年)。
- (3) 吉田伸之「寺社をささえる人びと」(吉田編『寺社をささえる人びと』(身分的周縁と近世社会) 6、吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (4) 岩淵令治「江戸における中小寺院の地縁的結合について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇八、二〇〇三年)。
- (5) 秋山國三『近世京都町組発達史』(法政大学出版会、一九八〇年、初出は一九四四年)、秋山國三・仲村研『京都「町」の研究』(法政大学出版会、一九七五年)。
- (6) 朝尾直弘『近世京都の「町」と町触』(『朝尾直弘著作集』六(岩波書店、二〇〇四年)所収) 三五九〜三六〇頁。
- (7) 朝尾直弘「近世の身分制と賤民」(『部落問題研究』六八、一九八一年、のち『朝尾直弘著作集』七(岩波書店、二〇〇四年)所収) 三八〜四三頁。
- (8) 近世を扱っているのは第三巻から第七巻(『京都の歴史』三七、学芸書林、一九六八〜七四年)である。

- (9) 代表的なものとして、鎌田道隆『近世都市・京都』（角川書店、一九七六年）、同『近世京都の都市と民衆』（思文閣出版、二〇〇〇年）、辻ミチ子『町組と小学校』（角川書店、一九七七年）、同『転生の都市・京都』（阿吽社、一九九九年）、杉森哲也『近世京都の都市と社会』（東京大学出版会、二〇〇八年）が挙げられる。
- (10) 近年公家を扱った登谷伸宏「一七世紀後半における公家の集住形態について」（『建築史学』四五、二〇〇五年）、同「公家町の再編過程に関する基礎的考察」（『日本建築学会計画系論文集』六〇〇、二〇〇〇年）、岸泰子「近世禁裏御所と都市社会」（『年報都市史研究』一五、二〇〇七年）など成果が出つつある。
- (11) 個別に列挙すると多数あるが、近年も『清水寺史』（法蔵館、一九九五～二〇〇〇年）などが刊行されている。
- (12) 中井真孝「知恩院の京都門中」（『法然学会論叢』二、一九七八年）。
- (13) 深田智恵子・中嶋節子・谷直樹「享保年間における建仁寺境内西門前の開発」（『日本建築学会計画系論文集』六一四、二〇〇七年）。
- (14) 丸山俊明「江戸時代の京都の神社火消」（『日本建築学会計画系論文集』六二六、二〇〇八年）。
- (15) 小稿では、近世京都において主として寺院から構成される近世的町共同体を「寺院「町」と表現した。
- (16) 代表的なものとして、小野晃嗣「京都の近世都市化」（『社会経済史学』一〇一七、一九四〇年、のち『近世城下町の研究』（一九九三年、法政大学出版局）所収）、鎌田道隆「京都改造」（『奈良史学』一一、一九九三年、のち鎌田『前掲書』所収）、杉森哲也「近世京都の成立」（佐藤、吉田編『前掲書』のち杉森『前掲書』所収）が挙げられる。
- (17) 寺院「町」における溝筋普請や町内の往来を扱ったものとして、拙稿「近世京都の寺院町における運営の側面」（『奈良大学大学院研究年報』一八、二〇一三年）がある。
- (18) 坂本勝成「近世における寺院の「組合・法類」制度について」（笠原一男編『日本における政治と宗教』、吉川弘文館、一九七四年）、岩淵「前掲論文」（前掲註4）。
- (19) 「竹竇戸門建申度御願」（『京都五條下寺町記録』、以下『記録』と略す、東京大学法学部法制史資料室収蔵史料）。
- (20) 「下寺町月行事定」（『下寺町月行事定』、『記録』）。
- (21) 中井「前掲論文」（前掲註12）一三〇頁。
- (22) 「同前」一三八頁。
- (23) 前掲註16参照。
- (24) 「下寺町夜番之定」（『下寺町月行事定』、『記録』）。
- (25) 小稿では、下寺町に居住しながらも寺院の職務を務めない居住者の民衆を「民衆」として表現した。
- (26) 太子堂「一札之事」（『記録』）。
- (27) 『古来目録扣帳』（『記録』）明和五年十一月条。
- (28) 極楽寺「一札」（『記録』）。
- (29) 万年寺「建家一札之事」（『記録』）。

- (30) 「改定書」〔下寺町月行事定〕、『記録』。
- (31) 「五條下寺町町中式目」〔下寺町月行事定〕、『記録』。
- (32) 「下寺町町中式目」〔下寺町月行事定〕、『記録』。
- (33) 仁兵衛・六兵衛「一札之事」〔記録』。
- (34) 「五條下寺町月番雜記」〔記録』。
- (35) 「同前」天明五年九月条。
- (36) 秋山國三「前掲書」(前掲註5) 一九七〜一九八頁、菅原憲二「近世京都の町と捨子」(歴史評論)四二二、一九八五年)、藤井讓治「京都町触にあらわれる子供と老人」(藤井「近世史小論集」、思文閣出版、二〇一二年)。
- (37) 「京都町触集成」別卷二一六三三(岩波書店、一九八九年)。
- (38) 秋山「前掲書」(前掲註5) 一七一〜一八六頁。
- (39) 菅原「前掲論文」(前掲註36) 三七頁。
- (40) 「京都町触集成」第六卷一四九九(岩波書店、一九八五年)。
- (41) 捨子が発見されてから、養子に遣わされるまでを史料では「片付」と表現されており、小稿でもこれに従った。
- (42) 「五條下寺町町中式目」(前掲註31)。
- (43) 「下寺町町中式目」(前掲註32)。
- (44) 「改定書」(前掲註30)。
- (45) 「古来目録扣帳」(「記録」)享保一八年三月条。なお、同書によれば、下寺町ではほぼ三〜五年に一度の頻度で捨子の対応に迫られていた。
- (46) 「五条下寺町諸記録」(「記録」)。なお、本節の事実関係については、特に断らない限り、この史料によっている。
- (47) 「捨子一件諸入用出銭割合覚帳」(「記録」)。
- (48) 「五条下寺町諸記録」(前掲註46) 文政七年七月廿六日条。
- (49) 「五条下寺町諸記録」(前掲註46) 文政七年七月廿四日条によると、捨子は「近江屋次兵衛方二相知せ候付、早速立出見分致」されて、二十四日のうちに「近江屋次兵衛方近所乳持之方早速相預ケ」られている。
- (50) この場所は、享保三年「下寺町町中式目」(前掲註32)の「覚」において「下寺町今魚棚江入口石橋之儀者前々今当町支配之事、但溝分西之方東寺内之境内ざわ迄の道筋之儀ハ金光寺領分之故、何事に不寄当町之支配ニ而無之候事」とされた場所である。
- (51) 安永三年「覚」(「記録」)。拙稿で明らかにした天明元年(一七八一)の溝筋普請では、下寺町金光寺領の入用が「近江屋治兵衛」の名前で出銀されている。
- (52) 「五条下寺町諸記録」(前掲註46) 文政七年七月廿四日条。
- (53) 「五条下寺町諸記録」(前掲註46) 文政七年七月廿六日条。
- (54) 「五条下寺町諸記録」(前掲註46) 文政七年八月八日条。
- (55) 「五条下寺町諸記録」(前掲註46) 文政七年七月廿六日条。
- (56) 文政七年六月の町触では養子先が山城国中に限定された内容は見られない(「京都町触集成」第十卷一四七一(岩波書店、一九八六年))。なお、下寺町における捨子において、他国へ遣わされた事例は、管見の限りでは今回の一件以外に見受けられなかった。
- (57) 秋山「前掲書」(前掲註5) 一九八頁。

(58) 『五条下寺町諸記録』(前掲註46) 文政七年八月八日条。

(59) 町代が記した「番日記」(京都府立総合資料館収蔵史料)では、延享元年(一七四四)を境として捨子について記されなくなるとされており(菅原「前掲論文」(前掲註36) 五二頁)、延享元年の捨子一二二件の届出はすべて町の年寄・五人組によって行なわれている。なお「番日記」は、延享二年から宝暦三年まで欠落している。

(60) 『捨子一件諸入用出銭割合覚帳』(前掲註47)。なお、本節の事実関係については、特に断らない限り、この史料によっている。

(61) 『五条下寺町諸記録』(前掲註46) 文政九年五月廿八日条。

(62) この捨子一件では、「片付」に要した日数が文政七年一件より四日間長く、預ヶ賃が六〇〇文余分にかかっているが、総額では三七六文少なかった。

(63) 『三条衣棚町文書』五三三七(京都府立資料館収蔵史料)。

(64) 『捨子一件諸入用出銭割合覚帳』(前掲註47)では銀二匁を二四八文としていることから、銀一匁を錢一二四文で換算した。衣棚町の事例では町用人が親分を務めており、差はさらに縮まるものと考えられる。

(65) 『捨子一件諸入用出銭割合覚帳』(前掲註47)。

(66) 『五条下寺町諸記録』(前掲註46) 文政七年八月八日条。

(67) 「下寺町町中式目」(前掲註32)。

(68) 釜屋長右衛門について詳細は不明であるが、栄町が他の下寺町の捨子入用において半軒役を負担していることから、

釜屋長右衛門は栄町の関係者であると考えられる。

(69) 『五条下寺町町番記』(「記録」)には、「捨子過上分四三文」とある。

(70) 『五条下寺町町番記』によると、文政七年の毎月集銭額は一貫五三〇文で一定していた。

(71) 前述した文政九年の捨子「片付」入用においては、一軒役につき四六八文として二四貫四〇〇文を集めている(前掲註46)。

(72) 『塩竈町文書』(京都市歴史資料館架蔵写真帳)。

〔付記〕本稿は、平成二十年十二月に日本史研究会近世史部会にて報告した内容を再構成したものです。また史料の閲覧に際して、東京大学法学部法制史資料室・京都市歴史資料館・京都府立総合資料館のご高配を賜りました。末筆ながらお礼申し上げます。